

全教の基本要求

全教(全日本教職員組合)は、昨年11月「教職員の長時間過密労働の抜本的な解決を求める全教の提言」を発表しました。

この提言の中の「職員の長時間過密労働の抜本的な解消に向けた全教の基本要求」を掲載します。全文は、全教ホームページをご覧ください。

(1) 教職員の定数改善を抜本的におこない、以下の2点を実現すること。

- ①少人数学級を小学校から高校まで実現することです。それは、「35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい、このように思っております」と安倍首相自らが国会で答弁していることでもあります(第189回国会衆院予算委員会2015年2月23日)。
- ②教員一人の持ち授業時間数に上限を設定し、子どもたちの教育に必要な授業準備や研修の時間を確保することです。全教は文科省に「当面の上限を小学校20時間、中学校18時間、高校15時間とすること」を求めています。

(2) 授業準備にかかる時間を、勤務時間内に保障すること。

これまでも文科省が国会の場で「一時間当たりの指導時数に対しまして、その準備等の校務にかかるものがそれと同程度ということになる計算でございます」(第192回国会衆院文部科学委員会2016年11月2日)に示される同主旨の答弁を繰り返しおこなっていることからして当然の要求です。

(3) 全国一斉学力テストによる学校間や市区町村、都道府県段階にいたるまでの競争に代表されるような競争主義的な教育政策を抜本的に転換すること。

(4) 教員の専門性を尊重しない教育行政の姿勢を改めること。

- ①子どもたちの教育にかかわる指導方法や教育計画の立案作成、学級経営等のすすめ方等、子どもたちの実態や現状と課題に応じた適切な指導をすすめる**教員としての自主的な権限を最大限保障する立場に立つこと**です。
- ②教職員の自主的権限に対する著しい介入・干渉は厳に慎むべきです。特に、教員の一手一投足を管理するかのような対応はやめるべきです。

(5) 教職員の処遇の在り方については、教職員間の競争と分断をはかるような成績主義の持ち込みや拡大を図るのではなく、国民全体に責任を負ってすすめる教育という観点から、教職員のチームワークをいっそう高めるにふさわしい施策を検討し、対応すること。

(6) 給特法の名称を「教育職員の労働時間の適正な管理と給与等に関する法律」に改め、以下の重点を盛り込んだものとして改正すること。

- ①「教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」としている給特法第6条および、第6条の規定にある「原則として時間外勤務を命じないものとする」とした政令を堅持することです。

- ②教育職員の勤務時間管理が服務監督権者の責任であることを明文化し、各学校における校長による適正な勤務時間管理を制度化することです。

- ③法律および条例で、限定4項目の場合も含め、**週当たりの実労働時間の上限を規定すること**です。

- ④実労働時間が法定労働時間を超えた場合には、労働基準法第37条に準じて計算した時間外勤務手当を支払う旨の規定を設けること。また、そのための予算を政府・文科省の責任で確保することです。

- ⑤教職調整額については、現実に勤務した時間に対する事後的な精算という性格の賃金の一部支給と見て、これを超える時間外労働があった場合には精算することです。

(7) 任命権者と服務監督権者、管理職は労基法や労安法にもとづき、学校現場の実情に応じた環境整備をおこない、教職員のいのちと健康を守るため責任ある役割を果たすこと。

- ①すべての教育委員会ごとに、総括安全衛生委員会を設置すること。

- ②学校の人員規模にかかわらず、衛生委員会を設置し、産業医を配置することです。

- ③正確な勤務時間把握と安全配慮義務の履行など、教職員のいのちと健康を守る啓発活動を含めた適切な対応を実施することです。

- ④義務化されたストレスチェックを活用した職場環境の整備等をおこなうことです。

(8) 教職員の長時間労働の大きな要因の一つとなっている部活動について、勝利至上主義を改めるための有効な施策を打ち出すなど、抜本的に見直すこと。当面、子どもたちの生活にゆとりを生み出し、成長・発達にとって不可欠な休養日の確保、中学校部活動の全国大会を見直すことなど具体的な検討をすすめること。

(9) 以上の要求を文科省が真摯に受け止め、教職員の長時間過密労働の解消に向けて、全教を含む教職員組合との誠実な協議・意見交換の場を持つこと。

教職員の長時間過密労働の抜本的な解消に向けた

泉北教組に加入して子どもと教育を守ろう！